

## 大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針

### 1 目的

本県は、巨大地震の発生が想定される南海トラフに面するとともに、全国屈指の多雨地帯を抱え、近年、全国で頻繁に発生する豪雨災害など、自然災害発生リスクが高い地域と考えられる。

三重県議会基本条例第7条の2の規定に基づき、県議会が県民の代表者からなる議事機関として、県の意思の決定や県政の監視・評価、国等に対する意見の表明などの役割を、大規模な災害その他の緊急事態の発生時においても迅速かつ的確に担っていくため、県議会として必要となる対応等について、基本的な考え方をあらかじめ定めておくことが極めて重要であることから、この指針を策定する。

#### 三重県議会基本条例第7条の2

「大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。」

### 2 対象とする災害等

対象とする大規模な災害その他の緊急事態は、三重県地域防災計画に基づく災害対策本部運営要領及び三重県国民保護計画に規定するものを原則とし、以下の事象を基本として議長が必要と判断した場合とする。

【地震】県内に震度5弱以上の地震が発生したとき

【津波】県内に津波警報が発表されたとき

【風水害】県内に大雨、洪水などの気象警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生又は発生するおそれがあるとき

【その他】議長が本指針を適用する必要があると認める災害等（県内における大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロ、武力攻撃事態等が発生したとき）

### 3 議会の役割

（議事・議決機関としての責務）

- (1) 県民の生命を守ることを第一に考え、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」として導入した通年議会による機動的な議会運営を行い、大規模な災害その他の緊急事態発生時においても、議事・議決機関としての責務を果たす。その際、応急対策期においては迅速な復旧・復興を図るため、速やかな議会運営に努めるとともに、復旧・復興期においては提案型の議論により、県政の監視・評価の役割を果たす。

**(被災情報の収集と執行部への協力・支援)**

- (2) 被災情報を収集し、県民の生命が適切に守られるよう必要な対応を検討するとともに、執行部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援及び要望・要請活動を行う。

**(窓口の一本化)**

- (3) 執行部との関係においては、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び議員からの情報を伝達する窓口を一本化する。

また、必要に応じ、議員及び事務局職員の県災害対策本部へのオブザーバー参加を要請するなど災害情報の的確な把握及び共有を図る。

**(市町の災害対応への支援)**

- (4) 県議会は、広域的地方公共団体の議会として、市町の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、執行部に対する要望・要請を行うなど、市町の災害対応への支援に努める。

**(国・関係機関等への要望・要請活動)**

- (5) 国会及び関係行政庁への意見書の提出など、被災地の復旧や生活再建等に向けた国・関係機関等への要望・要請活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を発揮する。

#### 4 議員の役割

**(連絡体制の確保)**

- (1) 参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。

**(地域での支援活動)**

- (2) 参集指示があるまでは、自身の安全確保を図るとともに、地域の一員として住民の安全確保など地域での活動に積極的に協力・従事する。

**(情報の収集と地域への提供)**

- (3) 地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集、把握に努める。また、県議会の窓口から把握した地域の被災状況や救助・救援体制等に関する情報を、様々な方法により、地域住民に提供するよう努める。

**(個別の要望・要請は避け、地域の情報は議会に)**

- (4) 執行部が災害対応を適切かつ迅速に行えるよう、被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、県議会の窓口を通じて提供することとし、個別に執行部へ要望・要請等を行うことについては慎む。

**(地域と議会との橋渡し役)**

- (5) 国・関係機関等の 察対応については、積極的に関わる。その際、被災地域の  
出議員は、可能な限り被災地の調査等に当たり地域と県議会との調整及び市町  
支援に努める。

**(議会活動の優先)**

- (6) 議会としての活動がある場合には、原則として、これを優先する。ただし、被  
災地域等によ を得ない状況がある場合はこの限りではない。

**5 議会の災害対応組織**

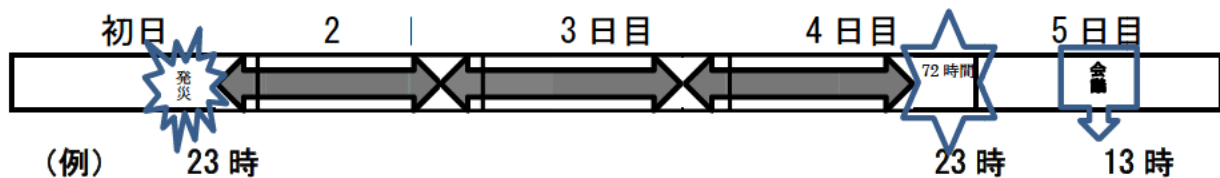
(1) 名称

三重県議会 会議 (仮称)

(2) 招集時期

発災から 7 2 過後最初に到来する午後 1 時

※なお、これによりがたい場合は、議長が定めることができる。



(3) 構成員

- ・代表者会議メンバー
- ・議長が必要と認める者 (想定は、被災地域の選出議員など)

(4) 会議

会議は、議長が招集し主宰する。

なお、議長に事故がある時又は欠けた時は、次の順番で議長の職務代理を行う。

第1順位：副議長

第2順位：委員長

第3順位：第 の代表 (あらかじめ議長が指定)

第4順位： の代表 (あらかじめ議長が指定)

(5) 所掌事項

- ① 県災害対策 報の把握及び議員への提供
- ② 議員が収集した災害に関する情報の集約及び県災害対策本部への提供
- ③ 本会議、 表者会議、全員協議会等の開催や協議事項の調整
- ④ 県や国、 の要望・要請活動の検討、調整
- ⑤ その他、災害に関して議会及び議員に関連すること

## 6 針等の見直し

災害対策に係る法令及び三重県地域防災計画等の改正など、状況の変化があった場合には、速やかに指針等の内容の見直しを図る。

また、防災訓練を毎年1回実施し、その結果を踏まえ指針等の見直しを図る。

## 7 三重県議会指針の位置づけ（概念図）



## 三重県議会災害対策会議規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、三重県議会会議規則(昭和31年三重県議会規則第1号)第103条第4項の規定に基づき、災害対策会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の設置)

第2条 災害対策会議は、次の場合において、大規模な災害その他の緊急事態(以下「緊急事態」という。)に対応するため議長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 県内に震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 県内に津波警報が発表された場合
- (3) 県内に大雨、洪水等の気象警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (4) 県内で大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロリズム、武力攻撃事態等が発生した場合において議長が緊急事態が発生したと認めるとき

2 災害対策会議の設置期間は、緊急事態への対応のため必要と認められる期間を勘案して、議長が定める。

### (所掌事項)

第3条 災害対策会議は、次の事項について協議又は調整を行う。

- (1) 三重県災害対策本部等の情報の把握及び議員への提供に関すること。
- (2) 議員が収集した緊急事態に関する情報の集約及び三重県災害対策本部等への提供に関すること。
- (3) 本会議、委員会、代表者会議、全員協議会等の開催及び協議事項の調整に関すること。
- (4) 知事その他の執行機関、国及び関係機関への要望・要請活動の検討及び調整に関すること。
- (5) その他緊急事態が発生した場合における議会及び議員に係る事項で議長が必要と認めること。

### (構成)

第4条 災害対策会議は、代表者会議の構成員及び議会運営委員長並びに議長が必要と認める議員をもって構成する。

### (会議)

第5条 災害対策会議は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長その他の構成員が、次の順序により、議長の職務を行う。

- (1) 副議長
- (2) 議会運営委員長
- (3) 所属議員数が最大の会派に属する構成員であって、あらかじめ議長が指定するもの
- (4) 所属議員数が2番目に大きい会派に属する構成員であって、あらかじめ議長が指定するもの

(代理者の出席)

第6条 構成員に事故があるときは、議長の許可を得て代理者を出席させることができる。

(出席要求)

第7条 議長が必要と認めるときは、説明のため構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 災害対策会議は、これを公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第9条 災害対策会議の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程(平成18年三重県議会訓令第7号)に準ずるものとする。

(記録)

第10条 議長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、災害対策会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。